

令和元年第6回 総務文教委員会会議録

令和元年9月5日

第2委員会室

開 会： 午前10時00分

委員長 西 尾 努

副委員長 荒 田 雅 晴

2番委員 安 藤 直 実、3番委員 後 藤 康 司、4番委員 水 野 功 教

委員長 ; 定刻になりましたので、ただ今から令和元年第6回総務文教委員会を開会いたします。本日の会議は、去る8月28日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。それでは初めに市長さんのご挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆様おはようございます。本日は第6回となります総務文教委員会ということで、早朝よりお集まりいただきましてまことにありがとうございます。直近の報告を申し上げます。9月1日日曜日に防災訓練、それぞれの地域にご参加いただきまして、まことにありがとうございました。参集率ですけれども、昨年よりも3.3ポイント上がって、47.2%ということでございまして、これは恵那市民全体のほぼ半数ということで、おそらく過去最高だろうというふうに思っております。それから、参加の世帯ですけれども、こちらは59.5%ですが、これは3.8ポイント下がっております。こんな状況でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。それから、地域懇談会ですが、6月14日の明智からスタートしまして、8月30日、先週の金曜日までで全て終了いたしました。地域全体でご提案いただいた案件、質問等含めて48件ということでございまして、今後の市政運営に反映したいと思ひますし、それぞれの議員の皆様方は、ご地元の地域でご参加されたと思ひます。またその地域で色んなご意見がございましたら、お教えいただけたらなというふうに思っております。それでは、総務文教委員会、最後まで活発なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

委員長 ; ありがとうございました。続きまして副議長さんご挨拶をお願いいたします。

副議長 ; 皆様おはようございます。月が替わりましてけれども、先ほど市長さんからお話がありましたが、8月31日をもちまして、13地域の市長と語るまちづくり懇談会が終わりまして、先ほど48件の提案があったということでございまして、各地域に出た議員の皆様にも対応していただきたいなと思うところでございます。また9月か

らは、運動会とか体育祭も始まりますので、各地域で子どもたちの応援をよろしく
お願いしたいなというふうなことも思っております。今回、委員会が始まりますが、
7件の総務文教委員会ということで、慎重審議のほどよろしくお願いしたいと思っ
ます。以上でございます。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、各議案の内容は本会議にお
いて、詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、
討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委
員長の許可を得て、必ずマイクの赤いランプが点灯していることを確認し、マイク
に向かって発言するようお願いいたします。

委員長 ; それでは「議第52号 恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に
関する条例の制定について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。4番委員。

4番委員 ; 重要な議案というふうで、ちょっと私もいろいろ整理をしてきましたので、よろし
くお願いします。今回この条例を急いでやる経過は、国会で法改正がされて来年4
月からということですが、会計年度職員の定義という、これが条例には無いわけ
ですね。趣旨としては、お金をこうやって払うよ、というだけの話で、会計年度任用
職員という、これの定義は条例に明記するべきではないか、そういうふうに思いま
すが、明記されなかった理由はいかがでしょうか、お伺いします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい、よろしくお願いいたします。会計年度任用職員の定義ということでありま
すが、会計年度任用職員制度とは臨時非常勤職員の適正な任用等を確保するために、
地方公務員法において、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員というものを
創設したところであります。従いまして、各自治体の個別条例で定義するものでは
ないということ、それから、各自治体におきましては、この法改正に伴いまして、
報酬等に関する条例を上程するというところで進めております。以上でございます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; まあ、それは関係した市の職員とかそういう方は分かるかもしれんけども、一般的
市民にはね、これはどういう制度やと、人が対象なのか、分からんと思いますので、
これはそういう配慮がしてほしい、条例には載せないなら、他のかたちで対応して
いただけるといいんですが。二つ目として、これまで一般職非常勤職員だった方も、
嘱託医師採用も全て短時間勤務会計年度任用職員としての呼称にされるのか、フル

タイム会計職員という人は無いのか、これちょっと全てがパートタイムちゅうふうになるのか、ここの全協資料 15 ページ、この中で見ていくと、新制度としてね、短時間勤務（パートタイム）会計年度任用職員として、ただ制度として残る職種が、特別職非常勤職員と臨時的任用職員とこうある訳ですが、ここんとちょっと全て一本の呼称でどうだ、というふうに思います。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; フルタイムとパートタイムという話を含めて、少しご説明をさせていただきます。会計年度任用職員は、フルタイム、パートタイムもどちらも非常勤の職員でございます、職員の定数外ということになります。フルタイムの職員につきましては、常時勤務する正規職員と同一の時間を勤務していただくということで、8時半から17時15分までを働いていただくということでございます。従いまして、正規職員と同様に給料を支出し、通勤手当、それから退職手当、共済組合等の加入に正規職員同様の扱いで行われるということになります。一方で、パートタイムでございますけれども、こちらは正規の職員よりも短い時間で勤務をいただくということになります、支出科目につきましては、賃金ではなくて報酬で支出をするということになります。また費用弁償、それから退職金の支給等は対象外ということになります。いずれもですね、これまでもそうでございますけれども、あくまでも臨時的な仕事、補助的な業務というところを担っていただくという考え方から、今回はパートタイムの職員の条例のみを上程させていただきまして、フルタイムの任用というものは、これまでも同様でございますけれども、現在考えておりません。全ての者が会計年度任用職員に移行するのということでございますけれども、先ほどお話しがありました全員協議会の資料でもご説明いたしましたように、現在は一般職の非常勤職員、それから特別職の非常勤職員、それから臨時的任用職員という三つの職種がございますが、このほぼ全てを会計年度任用職員制度に移行いたします。一部現行制度のまま残りますのは、法令遵守相談員として任用しております参与、これにつきましては専門的な知識や助言、こういったものを求める職種ということで特別職の非常勤職員としたまま移行しますが、それ以外の非常勤の職員、臨時職員におかれましては、会計年度任用職員制度、この制度に全て移行するということでございますのでよろしくお願いします。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; そうすると会計年度職員というのは、（パートタイム）全てパートタイムと、フルで働く方は参与の方だけだと、そういうふうにしてやる、非正規の方でね、働くのは

それだけだというふうに認識すればよろしいでしょうか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい、ご指摘どおり、パートタイムでの任用ということになります。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 本来は、公務は正規の職員がやるべきものであつて、ちょっとこれについては問題があるというふうに思いますが、これは前から指摘をしてきたところです。続いて、今回この条例を作るについてはパブリックコメントはやりましたですかね。お伺いします。お願いします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい、これはパブリックコメントはいたしておりません。職員の処遇にかかるということでございまして、今回はパブリックコメントはいたしておりません。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 職員のことだということならば、職員からご意見を聞いてみえると思いますので、それはまた後ほどお伺いいたしますが、多治見市は、パブリックコメントをやっておるわけね。いわゆる職員のことであっても、よく市民に中身を知らせて、それに対してご意見を聞くというふうな行政運営をしている。そういうことをぜひとも参考にしていただきたいというふうに思います。続いて条文についてですが、第1条の趣旨、法律又はこれに基づく条例で別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。この定めるもののほかで何かがあるわけですか。これ以外何かあるのか教えてください。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; この他にということでございますけれども、規則に現在 76 の職種区分がございますけれども、規則にその職種がどこに当たるかといったものを定めるということ、それから、それとはまた別でございますけれども給料表というものを作成をいたしまして、それで当てることとしております。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; それならば、一緒にそれ、今回条例を出すべきやないの。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; ただ今平行して、詳細なところを最終的に詰めている段階でございますので、こちらにつきましては、10 月を目処に規則を詳細に整理をいたしまして、今後対応してまいります。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 全て規則で行ける、条例は関連しない。多治見市は 14 条例今回に合わせて条例を挙げている。だけど、うちは全然関係ない、規則で全て整理できる。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 今回の、会計年度任用職員関係に関する条例を制定するにあたりまして、今後さまざまな条例の一部改正、それから条例の廃止、こういったものが出てまいります。現在の制度はこの 3 月末までに適用しますので、そのあたりに関係する条例、例規につきましては、この 3 月までに、しかるべき時期にまたお諮りいただくということで予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; それならば最初にね、提案説明のときにその言葉をすべてやらなかったかというふうに思います。議会に対してしっかりと情報提供をしていただくようお願いいたします。日程的な問題があるから、何とか 4 月 1 日に間に合うように、これから条例改正もいたしますのでお願いします。まあそういうことなら、たぶん 12 月議会には出てくるというふうに思うわけですが、続いて第 2 条報酬ですけど、報酬は月額、時間給とここにある訳ですが、国のほうは今回このいわゆる非正規の方の身分をはっきりさせる、待遇についても配慮していくということで財政処置をするというふうにいわれておる訳ですが、具体的にいくら、どんなふうな格好で国からは出てくるのが明らかになりましたか。交付税に紛れ込ませるというふうな話もあるかとは思いますが。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 現在のところ分かっているものは、一切ございません。国の財源措置はございません。これにつきましては、市長会のほうでも色々と議論がなされており、今後市長会を通じて要望等を行っていくということでございまして、現在のところ確定している事実は一切ございません。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 市長会のほうから要望しておることであると、だけどまだ返事は来ていないというふうなこと、そういう理解ですね。まあとにかく、しっかり国が、行革行革といって地方いじめをしてきとるけども、そうやなしにしっかりとしたお金を出すように要望を市長のほうからもお願いをいたします。二つ目に、職務の複雑、困難ですけども、職務の複雑、困難及び責任に基づき、1 級相当の知識、技術というような格好であります、これはどういう方がそうなのか、こども園でクラス担任をして

いる人たちはどこになるのか、どうなのかをお伺いします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; お尋ねの職務の級でありますけれども、2級はやや高度の知識、技術、経験等を要する職務ということで、具体的には保育教諭、それから看護師、保健師とこれらに類する職種を2級に当てるということでございまして、1級はそれ以外ということでございます。具体的にもう少し申し上げますと、現在76の区分の職種でそれぞれ金額を定めておりますけれども、現在の報酬、賃金これを確保した上で、直近上位の給料表に当てはめるということをいたしますので、1級には一般事務職員、労務職員、コミュニティセンターの主事、三学塾の塾長、学習支援員、図書館司書、こういった方々が1級のところに属し、2級には、保育教諭、看護師、医療技術職、保健師等々の方々が2級に属するということでございます。なお、先ほど申し上げましたとおり、これらを別に定めます規則で明記をしておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 皆さんが納得できるような格好でやっていただきたいと思います。続いて、4の任命権者。任命権者というのは誰のことをいいますか。市長ではないとは思いますが、どういう方を任命権者として設定されているのか、定義はどこにもありませんので教えてください。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 任命権者は市長でございます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 市長が、会計年度任用職員の職務を別に定める基準に従い、第2項の表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、というふうですね。当然、現場からの提案、提起に基づいて市長が任命するということに事務ではなと思いますが、これは今までと同じということでよろしいですね。はい、確認しました。次、月額で定める報酬の基本月額は、38.75分の37.5を乗じた額とありますが、この範囲内で任命権者が定める額とするということになりますが、これはどういう計算式ですか。確認のために。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; ここに定めます38.75分の37.5の意味でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、現在の常勤職員につきましては8時30分から17時15分までの勤務形態になっております。これを週に換算いたしまして、38.75時間ということでござい

す。一方パートタイムで勤務いただきますマックスの時間は、8時30分から17時までということでございます。これを週換算いたしますと、37.5時間ということでございまして、職員の給料表に対しまして、この割合でもって乗じた金額を基本額とし、これでもって月額報酬を支給させていただくということでございます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 同じように市長のもとで働いておるという方ですが、なぜ100パーセントにしないのか、100パーセントにしないのはその理由を教えてください。わざわざ皆さんが仕事をしておるのに、片付けてはよ帰るといふような格好にさせておるのはなぜですか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 先ほども申し上げましたとおり、今回のパートタイムの会計年度任用職員さんに担っていただきます業務につきましては、あくまでも臨時的な仕事、それから補助的な業務に属しているようなことにご協力いただくということでございましたので、当初申し上げたとおり恵那市ではパートタイムの会計年度任用職員を任用するという考えから、常勤職員、いわゆる正規職員の勤務時間よりも短い勤務で従事していただくという考えによることでございますので、よろしくお願いします。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; あくまでも補助的な仕事だから、特段の責任を負ってもらうことなく対応してもらえばいいということかもしれませんが、市民から見れば、正規だろうが非正規だろうが市の職員、市長の代わりに仕事をしておる人というふうに認識しておるとね、だからそういう市民の思いに応えて、臨時の方も仕事をしてみえると思います。それに見合った対応をしていくということがベストやないかと。だから、100%にしても、いわゆる取り扱いについては問題は無いと思いますが、これについては他の原因がある訳やないですか。いわゆる全く同じ条件の者だったら、正規職員にしなければならんとか、そういうふうな規制逃れのためにやっとなるんじゃないかと、そういうふうに私は思える訳ですが、その考え方はありませんか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 先ほど来、申し上げておりますとおり、業務そのものが臨時的な仕事、補助的な業務を担っていただくということで、正規職員への職種替えを考えなければいけないのでフルで働いてもらわないということではございません。よろしくお願いします。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; これは引き続き働く人の権利ちゅうかね、そういうことからみても私らは主張して

かなあかんと思いますが。続いて5番の基本額を別に定める特別な事情ということがありますが、これはどういう、何人ぐらいおみえになりますか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 第2条の7項でよろしいですかね。職務の性質その他特別の事情によりこれにより
難い職にある者の報酬の基本額は、別に定めるものとする。想定されますのは、臨時
時のドクター、お医者様であります。この方々はですね、この1級2級の給料表で
は金額が及びませんので、別に定めるもので対応させていただくということを想定
しております。以上です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; その他には考えてみえない。特段にいわゆる正規職員よりもずっとそこに携わって
おって、よく熟知をしてみえる、そうして窓口へ来たときに正規の職員だけでは対
応出来ずに、その経験のある方がすぐに出てきて対応してもらい、そういうような
事態が実際に市役所にはある訳ですが、そのような人たちに対して対応するという
ふうなお考えはいかがでしょうか。これを特別な理由と別に定めるときにこういう
ふうなグループとかね、ていうようなことをするような考えはありませんでしょ
うか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 先ほど申し上げましたとおり、それ以外の方々におかれましては、全てこの1級2
級の給料表に当てさせていただくということでございます。補足させていただきま
すが、今回の会計年度任用職員は会計年度限りでございますけれども、再度の任用
を最大4回まで出来るという制度設計をさせていただいております。これにより、勤
務評価が良好な方という但し書きにはなりますけれども、勤務評価の良好な方にお
かれては、再度の任用が可能となっておりまして、さらに加えまして昇級1号級、
毎年最大4回でありますけれども行っておりまして、より経験を積んで業務を熟知
していただいた方には、そういった場を発揮いただけるように制度も準備してお
りますので、よろしくお願いします。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; まあそれなりの対応はしておりますということですが、そうすると4回、5回目が
無いということは5回目からは正規になっていただくという考えでみえるという訳
ではないですか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 5回で再度の任用はいったんは終了いたしますけれども、その後の正規職員への転

換というものは考えておりません。それから5回で期限が満了したら働くことができないか、というところではございませんで、また最初からの手続きにはなりますけれども、応募いただき一通りの面接、作文等々のことを経まして、6回目以降も任用をいただくということは可能となっておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; そうすると、もういっぺんチャラにしてゼロに戻して、と。チャラにしてまたスタートからというと、今まで経験年数ちゅうかね、毎年毎年昇級してきたけど、それはまたゼロに戻るということになる訳ですね。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; すいません、言葉足らずでしたけれども、6年目以降の採用の際には、これまでの5回の昇任昇級額を維持したかたちで移行、任用をさせていただく制度となっておりますので、よろしくお願いします。

4番委員 ; 分かりました。続いて、教育委員会の関係、これについては別に計算式があるというふうな話を聞いた、よその自治体ですけどね。うちの場合はそれはどうでしょうか。教育委員会の関係は、ありませんでしょうか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; これまで同様、教育委員会部局に従事いただく臨時職員さんにおかれましても、この給料表で当てさせていただくことにしておりますのでお願いいたします。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; ちょっと見たのはね、大阪の伊丹市が100分の4.4%、義務教育等教育教員特別手当というようなことでね、設定しておるようです。一つ参考にしていただければと思うんですが。あと第6条ですね、費用弁償、研修など出張手当、これはどうなりますか。パートの方には研修は無いのか、そういうふうにして無いものとしておるのか、そのへんちょっとお伺いします。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 非常勤の職員さんにも、研修の機会は十分確保させていただいております。よほど旅費を工面してお出かけいただくということは想定が難しいんですけども、その際にはしかるべき費用弁償を支給することになっております。以上です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 条例上規定は無いけども、規則かなんかで手当てを、費用弁償、研修費などは対応するということを設定する、決めるということでもいいですかね。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい。そのようをお願いします。

4 番委員 ; はい。確認いたしました。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; なお、今度これは、採用に非正規の方のね、いわゆるパート職員の方の、公務員としての宣誓、これはやってみえますか。いかがでしょうか。全体の奉仕者としてやるという。対応するという。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; サービスの規程等がですね、これまでは曖昧であったということで、今後でございますけれども、いわゆるサービスの根本基準でありましたり、サービスの宣誓、法令等上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止等々が適用になってまいりますので、正規職員と同様の取り扱いになってまいります。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; そうすると、来年の4月 1 日から引き続いてやってもらう方も、必ずこれを書いていただくということでいいですね。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 現在そのように考えております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 公務災害補償制度、これについては、公務災害、この方もちゃんと対応していただけますかね。公務災害補償制度ちゅうやつがあるはずですが。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; ちょっと調べますので、お時間いただけませんかでしょうか。

委員長 ; 他よろしいですか。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; はい。たくさん言われましたので、私からは2、3、期末手当のことと、職務の級のことと、人件費の今後のことを絞ってお尋ねしますが、まず期末手当を支給していただけるということで、これがこの改正の大きなところだと思います。恵那市も相当色々考えてやったださってるとは思いますけど、1.45 という数字ですけども、この根拠をお願いします。あと、この東濃4市の状況とか他の県の状況も分かればお尋ねをします。一つずついきます。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい。期末手当の根拠についてのご質問でございます。総務省が示しますマニュアルにおいてはですね、常勤の正規職員に適用される2.6 カ月というものを一つの

基本としつつ、各団体の実情、任用の実態に応じて制度設計することも差し支えないということになっております。従いまして、恵那市として、それから東濃4市とも情報を共有する中で、今回のスタートは、再任用職員制度におきます期末手当の支給率であります1.45を基本に考えていこうということで制度設計をさせていただいたところでございます。よろしくお願いします。それから他市の状況はということでございますけれども、他に東濃の4市も1.45で足並みを揃えているというのが現状でございます。それから、県の方の情報はですね、2.6カ月を計画されているというような話を小耳に挟んだ程度でございますけれども、そういった情報でございます。以上です。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; そうしますと、これまで期末手当を支給されていない方で、最大どれぐらいの金額を期末手当でもらえるのか、平均とか最大が分かれば教えてください。今分かれば教えてください。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 職種によって換算がまちまちですが、一般の事務職員のケースでは、今回の期末手当によりまして、当初の年はですね、マックスの1.45というものは支給出来ませんけれども、日数の関係でですね。一応試算をいたしますと19万5,000円程度が増額になるということでございます。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; それは事務職員の方ということなので、今現在貰っている方、金額が高い方については、その増えるということですね、当然。分かりました。で、これからですね、4月1日からの改正ということで、影響のある人が何人いらっしゃる、先ほど賃金から報酬になるというので、一般職員化ということで人件費ということでカウントされるかなと思っています。そうしますと、金額にしてどれぐらいの期末手当が換算して上がる分が、次どれぐらいの予算措置をしなきゃいけないかということを経算していらっしゃると思いますので教えてもらいたいです。

総務課長 ; 増額する金額ということでございますけれども、現在の非常勤職員はですね、一年の長期継続から月に数回のスポットの方まで含めると、延べで495人というものを今つかんでおります。この方々にお支払いしている金額というのが、約6億5,000万円程度ということであります。今後につきましては、これまで賃金ということでお支払いさせていただいていたものを全て報酬ということになりまして、人件費扱いということになってまいります。その495人の任用者そのままを移行したという

ふうに仮定してのお話でございますけれども、期末手当の支給増などによりまして、おそらく 4,300 万円ぐらいの金額の増額になるというふうに見込んでおるところでございます。今後はですね、この増額分を吸収しなければいけないということで、事務事業の見直しをはじめ、より効率的により効果的と言うようなことで、色々な手法を考えながら、職員の総員でもって管理をしてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; ちょっと聞こうと思ったことも言われたんですけど、行革の視点で言うと、人件費物件費の経常経費が増えるということですので、何か対策はということを質問しようと思ったんですけども、今言われましたので、その方向性でお願いしたいと思います。すいません、もう一つですけど、先ほど第 2 条のところでは 1 級 2 級の区分ですが、今現在 76 種区分で相当たくさんの色んな保育士だとか区分で分かれてて時給がいくらとかなってます。で、2 級のやや高度な知識とか技術経験を有する方は、保育士さん、担任を持ってる方とかそういう方と看護師さん、いわゆる一般職の今非常勤職員に認定されている方だと思うんですが、実はですね、議会でも私も何度も言ってますけど、教育医療福祉子育ての関係の、発達に関わる心理士さんだとか相当専門性の高いことをやっていらっしゃったりします。で、そういった方がなぜ 2 級に入れないのかなという疑問があります。議会からも、そういった方は極力正規でお願いしたいとそういう考え方も言ってますが、現在は 1 級にしますという話だったと思いますけど、これからはちょっと考え方、何かございましたら教えてください。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; ただ今お話しがありましたとおり、例えば心の相談員さんとかそういった方々は 1 級に位置づけるということで、設計をしております。こちらにつきましては、給料表に置き換えるということでございまして、1 級の 1 号級は 14 万 1,000 円、2 級の 1 号給は、18 万 9,000 円からがスタートという表になっております。現在支給されている月額、こういったものの直近上位ということで今回の給料表に当てはめさせていただくということから、2 級に当てるべき職種が全てでですね、2 級に位置づけるということは叶わないという状況もございまして、今回はこの形でスタートさせていただきたいと思っております。今後修正が必要であるというようなことがあれば、また随時検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 会計年度任用職員については、6 月議会でもお伺いをいたしました。その中で、適正化計画とこの会計年度任用職員はリンクしないというふうなお話しでしたが、そういう考え方もあるかと思いますが、まだ恵那市の正規職員をまだ減らそうとおるとそういう計画だというお話しですが、まあここまで来たもので、そうやなしにやっぱり必要なところは、正規でやってもらうというようなことで、先ほども質問が出ておりましたが、いわゆる 5 年まで働いた方は正規の道を拓くというふうな格好で、あくまでも公の仕事、この仕事は正規が担う、これが当然だと思います。それをするために、そういう道をいわゆる給料だけではなしに、そもそも正規の人として任務を果たしていただけるような、そういうような志に応えた対応にすべきだというふうに思いますが、そのような考えを、今ここまでが合併して 15 年経ってそれなりにやってきたんだけど、一度ここで人減らしが全て、いわゆる公務員は多すぎるでいかんと、そういう考え方は切り替えて、やっぱり大事な仕事は正規の公務員でやっとするんだというようなことで、そういう考えに切り替えていただけないか、それについて今の担当としての思いを聞かせてください。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; 定員適正化計画のお話しでございます。現在の第 3 次の定員適正化計画は平成 32 年、令和 2 年でございますけれども、4 月 1 日現在の職員数が 675 というものを最終目標に掲げており、今年度中に次期の定員適正化計画を策定する段階になっております。今後のこの適正化計画の考えについてはですね、色んな考えを取り入れながら策定に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; 他よろしいですか。総務課長。

(「なし。」と言う者あり)

総務課長 ; 先ほど、後ほどということで公務災害の件でございますけれども、正規職員同様に対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 議第 5 2 号 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。この条例は、2017 年 5 月 11 日に国会で成立した地方公務員法及び地方自治法の改正による制度改正で改正されたもので、改正の主な点は、臨時的任用、特別職非常勤の任用の厳格化と、会計年度任用職員制度の創設、地方公務員法の改正ということになるわけですが、及び会計年度任用職

員制度制度に関する手当支給規定の創設であり、来年４月１日から施行するものです。法改正の理由は、地方公務員法の特別職非常勤及び臨時的任用で要件にそぐわない任用が広がっているため、任用要件を厳格化する、二つ目、地方自治法の規定で非常勤の職員が報酬、費用弁償の対象とされ、手当支給の対象となっていないことから期末手当などが支給できない問題に対して、新たに会計年度任用職員制度の職を創設し、手当支給の対象とするものです。しかしこの改正では、今複雑化する自治体の業務増加の中、地方で直面している正規職員の定員拡大や、非正規職員の正規化など抜本的な改善策が示されていないこと、任用の条件が限定されない会計年度職員制度の創設で、臨時や非常勤を、人員の調整弁として利用することが合法化され、地方公務員法の無期限任用の原則を崩すことになりかねないこと、これまで労働基準法が適用されていたのが、地方公務員法が全面適用され、労働基本権の制限がされるようになることなど多くの問題があります。このような不安定な法律のもとで、恵那市としての会計年度任用職員についての定義は今回の条例では法に準ずるものとして明らかにされていません。合併以来、恵那市は行革に努め、職員定数を減らしながら民間に出来ることは民間にとの号令のもと、地方自治体の本分である住民の福祉よりも、恵那市という組織の存続が重視され、増える仕事は臨時・非正規の方で対応されてきました。この間の努力とっていいか分かりませんが、何とか借金も減り、貯金も増えました。しかし、国のグローバル化政策のもと、肝心の人口は減り、若者の流出が続いています。これから特に安心して子育てが出来、安心して老後が迎えられる、優しい恵那市をみんなで作らなければなりません。そのためには災害などいざとなった時に頼りになる公務員の皆さんこそ頼りです。今全ての非正規の方を、正規職員というわけにはいきませんが、安心し、しかもやる気の出る環境で働いてもらえる環境を整えなければなりません。しかし、新たに設定される会計年度任用職員について、今審議の中で、一年でやめなければならないと本人に改めて確認させるもので、およそ公務員としての尊厳を尊ぶ内容とは言えません。審議の中でも提起したように、安心して継続して働いていただける条件に整える必要があります。よって、この議案の採択には反対いたします。

委員長 ; 他に討論はありませんか。他にありませんので、討論を終結し採決を行います。

「議第５２号 恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第 5 2 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 5 3 号 恵那市表彰条例及び恵那市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 3 号 恵那市表彰条例及び恵那市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 5 3 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 5 8 号 恵那市消防関係手数料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 額が 1 万円とか細かい訳ですが、これは消費税の 2 パーセント増税分を配慮した数字ということでしょうか。

委員長 ; 予防課長。

予防課長 ; 今回の改正につきましては、消費税・地方消費税の税率引き上げにより、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費及び物件費の変動を加味した試算を行い、それでも現行に比して増額となったもののうちの消防法に関する危険物の増額ということに国のほうから聞いております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 国のほうからそういう案内があったということですが、そうすると今回 10 月から増税になる訳ですけど、恵那市がいわゆる増税によって被る対応についてすべて条例及び規則で整理をされたのか、まだ残っとなるのか、例えば診療報酬、これなどについては、これは利用者からもらえない訳やけど、そこらについての負担が増えてくることにもなるわけですが、いわゆる今回の消費税増税によって恵那市の財政に与

える影響については、すべてクリアされておると、対処されておるというふうにみていいですか。

委員長 ; すいません。今は手数料条例一部改正についての議案なんで、消費税をどうのという話ではないと思いますけど。ちょっと今のなしでいいですか。

4 番委員 ; いや、消防の消費税やから。消防の。
(マイクオフ：3 番委員、消防に関することだけにしてください。)

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; これはこれで片付けて、後でお聞きします。

委員長 ; ほかにありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; これ恵那市で関係するものが出てくるかどうかということが1 点と、もう一つお願いですけど、消防関係というのはなかなか複雑なものが多くて、今回も浮き屋根式特定野外タンク貯蔵所、こういったものは、どんなものだろうというのが良くわかりません。タブレットも出てきたことですし、イメージ写真とかそういったものを載せてほしいという要望が1 件。

委員長 ; 予防課長。

予防課長 ; 今回の改正に該当する屋外タンクは恵那市にはございません。恵那市にありますのは一番大きなもので、500 キロリットルといわれるものが1 件あるのみで、あとはそれ以下のものになります。あと大きなタンクになると、危険物というのは可燃性蒸気が出やすいものですので、屋外タンクで密閉されていると、中に可燃性蒸気の量が温度によって増えたり減ったりすることから浮き屋根式といわれまして屋根自体が動く、浮き蓋というのはタンクの中にそういった蓋が入っていて可燃性蒸気と液体の増減によって、変動すると。恵那市にはそういった大きなものはございませんので、お願いします。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第58号 恵那市消防関係手数料徴収条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第58号」は原案のとおり、可決すべきものと決

しました。

委員長 ; 次に「議第 5 9 号 恵那市基金条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 9 号 恵那市基金条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 5 9 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 6 5 号 令和元年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管分）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。
4 番委員。

4 番委員 ; 恵那市予算資料の 5 ページです。軽自動車税環境性能割についてですけど、軽自動車税 2,580 万円の計算式、同じく地方特例交付金 1,640 万円の計算式、これここであえら。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; 計算式でございますけども、平成 29 年度の実績ベースで環境性能割の 2,580 万円を計算しております。計算方式につきましては、29 年度の実際の取得実績ベースの件数で計算しておりまして、台数は 2,306 台のうち税率 1 %の登録台数が 273 台で、127 万 4,000 円掛ける 1 %掛ける 273 台で 347 万 8,020 円。うち税率 2 %の台数としましては 1,890 台で 127 万 4,000 円掛ける 2 %の 1,890 台で、4,815 万 7,200 円になります。それが半年分でございますので、2,581 万 7,610 円の端数処理をしまして、2,580 万円で積算しております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 次、環境性能割、1,640 万円これはいったりきたりしておるけれど、これは、この計算式はどういうふうになる。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 自動車取得税交付金のことでよろしかったですか。これにつきましては、当初予算

で計上いたしました 3,280 万円のなかで半分の 1,640 万円を計上したということです。令和元年度につきましては 9 月までは自動車取得税交付金、10 月以降は環境性能割交付金という形になりまして、この額につきましては県の内示額がきておりまして、これに基づいて半分ずつというようなことで計上しております。いわゆる予算の組み替えということだけでございます。以上です。

委員長 ; 他よろしいですか。2 番委員。

2 番委員 ; 幾つかあるので、ひとつずついきます。積立金、今回決算の剰余金を減債基金に 2 億円、公共施設整備基金に 5 億円ということでした。減債基金の積み立てはここ数年やってないです。今年やるという特別な理由と、積んだからには来年度予算で充当しますとかいうことなのか教えてください。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; まず減債基金でございますが、29 年度 30 年度で市債の繰り上げ償還の財源として約 1 億 9,000 万円ほどを取り崩してその財源に充てております。昨年度はこういった積み立てはしませんでしたけども、2 年分この基金を使いましたので、それを元に戻すといった意味合いではございませんが、2 億円を積み立てるということでございます。今後もこれから繰り上げ償還をするときの財源の一部に充てていきたいということは考えております。以上です。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 公共施設のほうの基金についてですが、今回 5 億円ということで、毎年度決算のときと当初で積んだときもありまして、これを積んで幾らになるかということと、かなり金額大きくなってきました。今後の使い道についてを、来年度何かに使う予定があるのか、後は計画的に使う予定にしているのか教えてください。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 今回の 5 億円を含めると、公共施設整備金約 50 億円という積立額になっております以前から申し上げているように今後のインフラ整備、施設の修理、改修これに多額の費用が掛かるというところを想定してそこを目標に積んでおるわけでございますが、例えていいますと、今年小中学校の空調設備を整備いたしました。こうした臨時的に支出があったときにでも使えるような形で積み立てをしておるというのと、今後将来的に見据えたハード整備、インフラ整備等にも充てていくために積んでおるという状態でございます。以上です。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; ちょっと確認しますと、今年はエアコンにも使いましたということで臨時的に必要

な分はやるということです。それにしても金額が高いです。現在の市民サービスを次世代に回すということで、よく分かるんですけど、金額が結構高いので来年度どうするかとか、次どうするか、やっぱりその金額を市民の人にこんだけ使うからこんだけ要る、それを示してほしいかなというふうに思いますが、当面まだそれは具体性はないということですか。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 来年度の事業等はこれから予算査定等を始めて行くわけでございますけど、具体的にここにいくら充てるといふところは現在まだございません。必要に応じて財源として使うこともあり得るということですが、当面は積み立てを中心にやっていきたいということを考えております。今回の5億円を含めると、公共施設整備基金約50億円という積立額になっております。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 別のところにいきます。空き家のところ移住定住推進事業費で空き家に対しての補助金を出しますということでした。全協の資料すごく分かりやすく具体的に書かれていたので細かいことは申し上げませんが、最初の目的のところでですね。特に笠周地区や恵南地区を中心として空き家を活用した。そのために新たな補助メニューもつけますとか、現在の補助限度額も増やしますという話でしたが、これは当然全市的にやる補助金と考えていいですか。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 全市域を対象としたものでございます。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; そうしますと今回の予算措置で、大体空き家改修補助を10件くらい想定と、あと登記に必要な補助は4件くらいと具体的に出てました。この分についても、大きな目的は笠周とか南部ですよという話ですが、この件数の想定はどういうふうになるんですか。全市的なので分からないという話ですか。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 過去の実績からの想定でございますけども、これも全市的に見たところの中で10月以降10件程度想定ということですし、登記の件数も全市的に見た実績の中から推計したものということでございます。細かな地域まで絞って何件というような想定をしておるものではございません。よろしくお願いします。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 空き家対策だとか移住定住の補助とかいろいろブラッシュアップしていて、いいこ

とだと思いますが、最初の説明に笠岡地区や恵南地区という、そこを限定した住宅施策でいえば、これは全市的なことなので、いまどういう案があるのかということではないですけど、そこらへんはもう少し別の対策なんかも必要になってくるかなと思うんですけども、ご意見があったらお願いします。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長 ; 総合計画の前期のほうの間もなく終了ということで後期の総合計画の策定というところに入っておるわけですが、その議論の中で、当然検討を進めていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

委員長 ; 他よろしいですか。4番委員。

4番委員 ; いま全国的に注目のこども園関係の子育て支援のことについて予算化されてきた訳ですが、地方特例交付金として1億1,326万6,000円、これだけ入って来て今度今まで貰っておった分担金及び負担金、これは利用者が出しておった。これが8,897万2,000円、でこの差額の中身というかね、国から1億1,000万円入ってきて、今まで貰ったやつが8,900万円と、差額が儲かったちゅう話になるんやけども、これはどういう計算ちゅうか、なんでこういうふうになるのか教えてください。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 今回の補正では歳入のほうが多くなっております。利用者負担金以外に国・県からいただくものもあり、歳出と差し引きしますと多くなっております。主なものとして恵那市の保育料は、国の基準額の保育料より低額としており、市独自の負担をしていますが、国の基準額で歳入の積算をしていますので、その差額分となっております。以上でございます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; それ以外に私立保育園・幼稚園。それから県からの負担金が増えるのかということがありますが、差し引きして私が計算したやつでいくと、4,891万4,000円、これ半年ですけど、これだけのお金が出てくると、だったらこの分は給食費のほうへ回すということは、やろうと思えばできる話というふうですが、当局としてこのお金をどのように使うのか、全て勝手に使ってくださいということではなしに、これはこれなりに親さん方が頑張って恵那市で政策的に安くして貰った、それが額として出てきたものというふうに見ますので、何とか給食費などそちらのほうに振り分けるべきではないかと思いますが、これを来年度からそのようにするというような計画はありませんか。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長；今回の補正では歳入のほうが多くなりませんが、実際には精算等がありますので、その効果というものは現段階では測れないところでございます。給食費につきましては、他市同様、市は国の方針に沿って保護者負担とさせていただくという方向で進めさせていただきます。以上でございます。

委員長；4番委員。

4番委員；まあ改めて言うわけでもなく、恵那市の課題は若者の流出、そして出生児が何とか市長も頭打ちしたなと思ったら何のことはない、途中で子ども連れて出てっちゃう。出生時よりも現在の子どもの数のほうが減つとると、こういうような3年続けてそういう事態が起きてる。この非常事態に子育てを担当しとるセクションとして、何を考えておるか。こういう財源が出たら早速、いまの親さんたちの思いに対して何を応えようとしてるか、支出しなきゃならんか、恵那市のこの課題を担って市長の代わりで頑張ってもらってる訳やけど、自分のセクションでは何が必要かということについて何らかの腹案があるかと思いますが、そのような計画はいつ頃それなり上のほうにあげれるような段取りをしておるか、そのものについて、もともと企画のほうは考えとらんというふうなら別やけど、当然市長は一番大事な仕事やで、考えてみえる話やもんだから、いつでもそんなような提案は出していただきたいと思いますが、それはいつ頃になったらそれが出せるか、ちょっとお伺いします。

委員長；幼児教育課長。

幼児教育課長；現在担当として課題となっている事業については、新規事業等であげていきたいと思っております。以上です。

委員長；4番委員。

4番委員；市長さんにお伺いしますが、こういうような税源が出てきたと、これについていわゆる恵那市の課題に対して何とか検討するようにちゅうことにここで担当の部課のほうに指示を出していただけると私も安心しますが、いかがでしょうか。

委員長；はい、市長。

市長；財源の有り無しではなくて、人口減少対策と子どもの少子化の観点では恵那市全体で取り組むべき課題だというふうに思っておりまして、いまは総合計画の後期計画づくりのスタートというふうになっております。その中で一番大きなテーマとなってくるかと思っておりまして、特定の財源に限って指示を出すということはございません。

委員長；他よろしいですか。4番委員。

4番委員；重大な課題ですので、幾らでも話しなきゃならんことはありますが、雑入でこども

園幼保コース給食、黒で 196 万 1,000 円。幼児コースの給食代、マイナス 114 万円。

これらの計算式ちょっと教えてください。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 子ども園の幼保コースの給食代は 573 人を見込んでおります。幼児教育の給食代減額となっておりますのは、免除対象者拡大に伴う減額でございます、40 人分を見込んでおります。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 単価は一緒ですか、分かれば教えてください。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 幼児コースは月額 3,500 円、幼保コースは月額 4,500 円でございます。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 今回合併特例債もここになってきたと思いますが、あと幾ら残ってますかね恵那市は。中津川市はようけ残つとるという話を聞いてますが。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 30 年度の決算ベースで申しますと約 35 億円ですが、令和元年度繰越財源と今年に充てる分を 11 億円ぐらい予定しておりますので、この令和元年が終わったときには 24 億円ほどと算定しております。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 来年度は 24 億円ほどあるよという格好になると。それでは歳出のほうで 7 ページの永平集会所改修、188 万円これいつでしょうかね。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; この集会所でございますが、昭和の終わりに土地開発公社よりいただいた土地の上に建っておる集会所が市の建物になっておりましたので、これを地元自治会に移譲するための修繕費となっております。議決いただけましたら 10 月の終わりから工事に入り、工事が完成次第譲渡という形になろうかと思っております。以上です。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 先ほどの水野議員のご質問の中で、幼保コースの給食費を払う人数ですけど、免除者を除かずにお答えしました。443 人でございます。訂正させていただきます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 8 ページのこども園修繕費 600 万円。これ、どこをやりますか。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; 7 園を予定しておりまして、城ヶ丘、大井、みさと、武並、飯地、山岡、串原こど

も園でございます。内容は非常通報装置や門扉、トイレの壁面タイル等の修繕でございます。以上でございます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; ちょっと関連になりますけど、おさしま二葉の未満児の砂場ちゅうか外で遊ぶところが夏場は何とかええけど、冬場あそこ日陰で寒いで、とてもじゃない昼間は外で遊ばせる訳にはいかん。これに対する対応は緊急で何ぞ考えておられませんか。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; まだ冬が来ておりませんので、正確な状態は分かりませんが、日当たりが悪いようでしたら、3 歳以上児が使っている園庭のほうで遊んでいただきたいと思います。以上でございます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 建ててすぐそれなりに問題あるかと思いますので、しっかり本庁のほうも巡回をして問題あるかないか、一回廻ってください。私がいったらそういう状況が分かりました。次 9 ページ、国体リハーサル大会、委託料の中身それと決定の経過、これを教えてください。

委員長 ; スポーツ課長。

スポーツ課長 ; まず委託料の中身でございますが、今回増額しました 248 万 1,000 円でございますが、おもてなし広場また案内所テントの設営、それから仮設電気、それから案内看板等の設置でございます。また警備員の設置、仮設トイレ、それからミニステージを行う場合の音響、それからスタートアップイベントの経費でございます。それから大会カウントボードの作成委託経費、スタートアップイベントのテント、ステージの経費でございます。以上でございます。あと経緯でございますが、岐阜県の実行委員会が 4 月に行われまして、そのあと恵那市と県の担当課と毎月打合せを行っております。そういった中で中身のすり合わせを行った結果、少し委託とか案内看板からテント等の強化が必要だということが判明いたしまして、今回の補正をお願いするものでございます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; これについて県の負担はどんなふうですかね。県と打ち合わせしてやったんやったらそれなりにお金のほうも用意してくれとるというふうに思うがどうでしょうか。。

委員長 ; スポーツ課長。

スポーツ課長 ; 本来県の負担はない訳なんですけど、いま県のほうと交渉しておりまして、県も何なりの対応を取りたいと言っていたしまして、今回補正でお出しすることができな

かったわけですが、金額が幾らかいただけるということになっておりますので、確定次第補正で入れさせていただきたいと思います。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 5 号 令和元年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管分）」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 5 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 7 0 号 令和元年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 7 0 号 令和元年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 7 0 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 7 1 号 令和元年度恵那市上財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 7 1 号 令和元年度恵那市上財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第71号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と声あり)

委員長 ; ありがとうございます。それではこれをもちまして、令和元年第6回総務文教委員会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

午前 11 時 22 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 西 尾 努